



収受

※施設記入欄	受付日	R . .
--------	-----	-------

教育・保育給付認定変更申請書 兼 記載内容変更届
子育てのための施設等利用給付認定変更届 兼 取下届
令和 年 月 日

(あて先) 富 士 市 長
(福祉事務所長)

住 所
保護者 氏 名
電話番号

このたび、下記の理由により、令和 年 月 日から支給認定証の内容に変更がありましたので、申請（届出）します。

利用児童	支給認定証番号																											
	ふりがな									続柄									続柄									続柄
	氏名																											
	生年月日	平成・令和 年 月 日								平成・令和 年 月 日								平成・令和 年 月 日										
	利用施設																											
	認定区分	☐ 1 号 ☐ 2 号 ☐ 3 号								☐ 1 号 ☐ 2 号 ☐ 3 号								☐ 1 号 ☐ 2 号 ☐ 3 号										

1 記載内容変更届関係（変更のある箇所のみ記入）

区分	変更前			変更後		
住所						
世帯構成員	続柄	氏 名	障害手帳等	続柄	氏 名	障害手帳等
	父		有・無	父		有・無
	母		有・無	母		有・無
	祖父		有・無	祖父		有・無
	祖母		有・無	祖母		有・無
			有・無			有・無
			有・無			有・無

2 変更申請関係（該当する区分にチェック）

施設等利用給付認定を受けている場合で、「要件無し」を選択した場合は、認定取下となります。

保育を必要とする事由	区分	変更前	変更後
	父	☐ 就労 ☐ 求職活動 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 就学 ☐ 育休 ☐ 虐待・DV ☐ その他（ ）	☐ 就労 ☐ 求職活動 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 就学 ☐ 育休 ☐ 虐待・DV ☐ その他（ ） ☐ 要件無し
	母	☐ 就労 ☐ 求職活動 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ 妊娠・出産 ☐ 育休 ☐ その他（ ）	☐ 就労 ☐ 求職活動 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ 妊娠・出産 ☐ 育休 ☐ その他（ ） ☐ 要件無し
保育必要量	☐ 保育標準時間 ☐ 保育短時間		☐ 保育標準時間 ☐ 保育短時間

変更の理由	
-------	--

◎支給認定証の記載内容の変更に関する必要書類について

支給認定証の内容に変更がある（あった）項目にチェックを入れ、必要書類を提出してください。

変更内容				必要書類
☐	住所	☐	富士市内で転居した	「教育・保育給付認定変更申請書 兼 記載内容変更届」（以下「変更届」）
		☐	富士市外へ転出した	【退園の場合】「退園届」+「支給認定証」 【継続入園の場合】「退園届」+「支給認定証」※1
☐	保護者の連絡先が変更になった			「変更届」
☐	氏名変更	☐	子どもまたは保護者	「変更届」+「支給認定証」
		☐	その他の親族等	「変更届」
☐	世帯構成の変更	☐	離婚※2	「変更届」+「戸籍全部事項証明書」など離婚日がわかるもの+「支給認定証」
		☐	調停による別居※2	「変更届」+「調停の事件係属証明書又は呼出状」+「支給認定証」
		☐	保護者の婚姻※2	「変更届」+「就労証明書」など（配偶者分）+「支給認定証」
		☐	上記以外の変更	「変更届」
☐	保育必要量（標準時間・短時間）の変更			「変更届」+「支給認定証」 +（変更後の）「就労証明書」など変更内容が確認できる書類※3
☐	事由	☐	就職・転職※3	「変更届」+「支給認定証」+（新しい勤務先の）「就労証明書」
		☐	勤務先変更等	「変更届」+「支給認定証」 +「就労証明書」及び開業することが確認できる書類（開業届等）
		☐	育休明けの復職	（復職月の前月に）「変更届」+「支給認定証」※4
		☐	（退職等に伴う）求職活動中	「変更届」+「支給認定証」※5
		☐	妊娠・出産	「変更届」+「支給認定証」+「母子健康手帳のコピー」（父母の氏名、分娩予定日がわかるページ）
		☐	育休取得または延長	「変更届」+「支給認定証」+「育休中における継続申立書」 「育児休業証明書（富士市指定様式又は会社の書式）」
		☐	疾病	「変更届」+「支給認定証」 +（家庭保育が困難であることが記載された）「診断書」
		☐	障害	「変更届」+「支給認定証」+「障害者手帳のコピー」 +（家庭保育が困難であることが記載された）「診断書」
		☐	介護・看護	「変更届」+「支給認定証」 +（要介護・要看護状態が確認できる）「診断書」
		☐	就学	「変更届」+「在学証明書」+「時間割表」+「支給認定証」

※1 転出先自治体の担当課で手続きが必要となりますので、富士市保育幼稚園課までご連絡ください。

※2 保育料が変更となる場合があります。また、事由の変更によって標準時間と短時間の区分が変わる場合も、保育料が変更となります。

※3 転職の場合、転職前と後で標準時間または短時間の区分に変更がないときは、就労証明書の提出のみで構いません。また、異動等に伴う勤務地変更の場合は、標準時間と短時間の区分が変更となる可能性がありますので、富士市保育幼稚園課またはお通りの園にご相談ください。

※4 復帰日がわかっている場合は、基本的に前月中に変更申請をしていただきます。その場合、復職月の初日から変更後の認定内容で利用することが可能です。

※5 原則、求職中の方は事由発生日から1ヶ月以内に保育の必要性が証明できなければ、2・3号（保育園部）の児童は退園、1号（幼稚園部）の児童は預かり保育料の無償化の対象外となります。また、退職したにも関わらず変更申請を行わなかった場合も、場合によっては同様の対応となりますのでご注意ください。

【その他の注意点】

- ・表にない書類の提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・変更届は、富士市保育幼稚園課またはお通りの園へ提出してください。
- ・原則、変更届を受理した翌月からの変更となりますが、内容によっては遡及変更となる場合があります。

問合せ先：富士市保育幼稚園課 電話 0545(55)2762